

アウトドアインフルエンサー等情報発信事業委託業務仕様書

1 委託業務名

アウトドアインフルエンサー等情報発信事業

2 業務内容

国内のインフルエンサーやWEBメディアを活用し、本県の恵まれたアウトドアアクティビティ環境の情報発信を実施する。

なお、以下のとおり発信を行うこと。

(1) 被招請者の選定

①情報発信のターゲット

メインターゲット層は、20歳以上の九州圏内の在住者とする。

②被招請者について

- ・発信力を持つ国内のインフルエンサーやWEBメディアのうち2名（2社）以上を選定。
- ・被招請者は、ターゲットの行動に関して一定の影響力（指標としては、InstagramやYoutubeでの総フォロワー数が5万人以上など）を有し、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高いPRができること。
- ・被招請者がメディアの場合、本県来訪旅行やアウトドアアクティビティを扱っており、本事業目的に合った有力メディアを選定すること。
- ・被招請者は、ターゲット市場について十分理解した者であること。
- ・企画提案において、被招請者の概要（プロフィール、過去の実績、使用媒体、閲覧者数、アクセス数等）及びその選定理由を明示すること。

(2) 行程の企画、調整、手配

①行程の企画

- ・本県が発行している宮崎県アウトドア（キャンプ・登山）ガイドブック yo-ho (kanko-miyazaki.jp/downloads/media/11397) に掲載されているスポットを参考とし、本県の魅力を効果的にPRできる行程を作成すること。
- ・行程は令和7年10月～11月頃に実施し、2泊3日または3泊4日とすること。
- ・行程の内容は県北エリア、県央エリア、県西エリア、県南エリアで各1件以上とし、宮崎県と協議のうえ、最終決定すること。

②行程の調整、手配

- ・招請に係る全ての手配、調整を行うこと。

③その他

- ・全行程のアテンドを行うこと。また確実なアテンドができるよう訪問先や受け入れ施設等と事前準備、調整等を十分に行うこと。

(3) 招請後の情報発信

①情報発信方法について

- ・SNS、WEBメディア、雑誌、ブログ等により効果的な情報発信を行うこと。なお、複数の情報発信の手段を組み合わせることも可とする。

②目標値について

- ・本事業に関する情報発信に係る合計リーチ数は、委託期間内に各メディア10,000回以上を目標とした数値を設定すること。
- ・事業効果の最大化を目指し、適切な投稿方法や回数を企画提案書に記載すること。
- ・目標KPIを達成した場合も、事業効果の最大化を目指し、事業履行期間中は継続して記事の掲載及び記事の拡散を行うこと。

(4) 実績報告業務

- ・事業の完了に合わせて実績報告を行うこと。
- ・報告書の案を、企画書への案に記載すること。これらを基礎資料として、宮崎県と受託者で協議の上、決定するものとする。事業の効果・実績を定量的、定性的に把握できるようにすること。
- ・SNSやWEBメディア掲載後の掲載状況、クリック数、媒体接触者数等を把握、分析すること。分析については、個人を特定しない範囲で「属性（年代・性別・移住地等）」を集計し、報告すること。
- ・情報発信に関する今後の課題と解決策を示すこと。

(5) その他

- ・進捗状況については、随時、県へ報告すること。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

4 成果物の提出

事業終了後、実施報告書及び当該事業により情報発信された内容を確認できる資料を遅滞なく提出すること。

(1) 成果報告書（正本1部、副本1部）

(2) 電子データ（PDF形式）一式

提出先：宮崎県スポーツランド推進課宛て

5 企画提案書に盛り込む内容

(1) 企画提案者の概要

(2) 企画提案内容

- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国または地方公共団体等における同様の受注実績業務
- (5) 見積額（概算及び内訳）

6 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項または内容の変更が生じた場合は、発注者と受託者間で相互に協議の上、対応するものとする。
- ・ 被招請者の安全を担保すること。また、招請期間中の事故、治療及び救援等の費用並びに第三者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。
- ・ 本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・ 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ・ 被招請者によって作成した記事・写真等は、原則として、宮崎県スポーツランド推進課宛てに二次利用が可能な形式でデータ提供し、宮崎県が二次利用することを了承すること。なお、二次利用が不可の場合は、発注者と協議すること。